

「律蔵」看病人法に見る死生観

鈴木 健太

(東京大学)

一 はじめに

仏教の各種経論には、様々な死生観が述べられている。しかし、そうした死生観の多くは抽象的であり、実際の生き死にの場面に遭遇した際に、それをどう活かしていったら良いかということが分かりにくいものが少なくない。

そこで、本小論では、具体的な生活に基づく記述が豊富な律蔵に依拠して、実際の生き死にの場面での出家者たちの振舞い方、態度を明らかにし、その上でそうした規定の背後にある死生観を明らかにすることを試みることにした。⁽¹⁾なお、死生観といっても、その言葉の指す範囲は広い。ここでは、そのうち、死を間近に控えた生の捉え方を中心に論じることしたい。

二 看病人法の因縁譚について

膨大な律蔵文献のうち、健度部に収められている看病人法（看病に関する規則）制定の因縁譚及び、看病人法の中に焦点を当てて、上記課題に取り掛かることにする。まずは、『パーリ律』に依拠して、看病人法制定の因縁譚を

紹介しておきたい。

ある時、一人の比丘に腹痛が起こっていた。彼は、自分の大小便中に沈み込んで横たわっていた。その時、世尊は阿難を随従沙門として臥所、座所を経回し、その比丘の精舎があるとところに近づいた。世尊は、その比丘が自分の大小便中に沈み込んで横たわっているのを見た。見た後で、その比丘のいるところに近づいた。近づいてから、その比丘に次のように言った。「比丘よ、あなたの病気は何ですか。」「世尊よ、私には腹痛があります」。

「比丘よ、あなたには看護者はいるのですか。」「世尊よ、いません。」「なぜ、比丘たちはあなたを看護しないのですか。」「私は、比丘たちに何もしてませんでした。ですから、比丘たちは私を看護しないのです」。

その時、世尊は尊者阿難に「次のように」告げた。「阿難よ、行って水を持ってきなさい。私たちはこの比丘を洗いましょう。」「分かりました」と尊者阿難は世尊に答え水を持ってきた。世尊は水を注いで、阿難は洗った。世尊は頭をもち、尊者阿難は足を持ち上げ床に寝かせた。

その時、世尊はこのことにより、この機会に比丘たちを集めて、比丘たちに「次のように」尋ねた。「比丘たちよ、この精舎に病比丘はいますか。」「世尊よ、います。」「比丘たちよ、その比丘の病気は何ですか。」「その尊者には腹痛があります。」「比丘たちよ、その比丘には看護者はいますか。」「世尊よ、いません。」「なぜ、比丘たちは彼を看護しないのですか。」「その比丘は比丘たちに何もしてませんでした。ですから、比丘たちは彼を看護しないのです。」「比丘たちよ、あなたたちには、あなたたちを看護してくれるはずの母や父がいないのです。比丘たちよ、あなたたちがもし相互に看護しないのなら、その場合、誰が〔あなたたちを〕看護するのですか。比丘たちよ、私を看護しようと思う者は病者を看護すべきです」⁽²⁾。

三 看病人法について

この因縁譚に続いて、看病人法が示されている。そのうち最初に説明されているのは、誰が看病するかという点である。

もし、「病者に」和尚がいるならば、和尚は「病者の」命終わるまで看護し癒えるのを待たなければならない。
もし「病者に」阿闍梨がいるならば、阿闍梨は「病者の」命終わるまで看護し癒えるのを待たなければならない。
もし「病者に」和尚から見た」弟子がいるならば、「その命終わるまで、」もし「病者に」阿闍梨から見た」弟子がいるならば、「その命終わるまで、」もし「病者に」和尚を同じくする者がいるならば、「その命終わるまで、」もし「病者に」阿闍梨を同じくする者がいるならば、阿闍梨を同じくする者は「病者の」命終わるまで看護し癒えるのを待たなければならない。もし和尚も阿闍梨も「和尚から見た」弟子も「阿闍梨から見た」弟子も和尚を同じくする者も阿闍梨を同じくする者もないならば、僧団が看護すべきである。もし看護しなければ悪作に陥る。⁽³⁾

続いて、病者がどのように看護を受けるべきかという点、および看病者がどのように看護すべきかという点についての説明がある。

比丘たちよ。「次の」五つの要件を具えた病者は看護し難い。「病者にとって」適切でないことをする。「病者にとって」適切なことについての程度を知らない。薬を服用しない。幸いを願う看病者に、「病状が」進んでいれば「進んでいる」、病状が」後退していれば「後退している」、病状が」変わらなければ「変わらない」とい

うように、病状があるがままに明かさない。「苦しい」、「重い」、「激しい」、「つらい」、「不快」、「意に合わない」、「命が奪われる」といった、身体的な諸々の感覚が生じるのに耐えられない人である。比丘たちよ、これらの五つの要件を具えた病者は看護し難い。

比丘たちよ。「次の」五つの要件を具えた病者は看護し易い。「病者にとって」適切なことをする。「病者にとって」適切なことについての程度を知っている。薬を服用しない。幸いを願う看病者に、「病状が」進んでいれば「進んでいる」、「病状が」後退していれば「後退している」、「病状が」変わらなければ「変わらない」というように、病状があるがままに明かす。「苦しい」、「重い」、「激しい」、「つらい」、「不快」、「意に合わない」、「命が奪われる」といった、身体的な諸々の感覚が生じるのに耐えられる人である。比丘たちよ、これらの五つの要件を具えた病者は看護し易い。

比丘たちよ。「次の」五つの要件を具えた看病者は病者を看護するのに適さない。薬を用意することができない。「病者に」適切なもの・適切でないものを知らず、適切でないものを与え、適切なものを除く。強欲から病者を看護し、慈心からしていない。大便、小便、唾、吐瀉物を除くことを嫌悪している。時々病者に法を説いて教示し、喜ばせることができない。比丘たちよ。これらの五つの要件を具えた看病者は病者を看護するのに適さない。比丘たちよ。「次の」五つの要件を具えた看病者は病者を看護するのに適している。薬を用意することができない。「病者に」適切なもの・適切でないものを知り、適切でないものを除き、適切なものを与える。慈心から病者を看護し、強欲からしていない。大便、小便、唾、吐瀉物を除くことを嫌悪していない。時々病者に法を説いて教示し、喜ばせることができる。比丘たちよ。このような五つの要件を具えた看病者は病者を看護するのに

適している。⁽⁴⁾

こうした看病人法とその因縁譚は、『パーリ律』以外の諸律（『四分律』『五分律』『摩訶僧祇律』『十誦律』『根本有部律』⁽⁵⁾）にも確認できるが、律ごとにその内容が少しずつ異なっている。別のエピソードが加えられていたり、病者及び看病者に課せられた諸要件の個々の内容が異なっていたりする。しかし、大よその話の流れは一致している。

なお、この因縁譚の中では寝たきりの重病人が話題になっていることや、この看病人法の前後に、死者の衣を貰い受けることに関する記述が見られることから、ここの箇所は単なる看病ではなく、基本的には、ターミナル期の病者の看病を問題にしていると考えられる。ただし、適切な看護によって快復する病者のことについて述べている律もある⁽⁶⁾ので、この因縁譚中で積尊によって述べられる看護に関する指示は、より正確には、死する恐れのある重病人に對する看護の指針ということになるであろう。

四 看病人法とその因縁譚に見られる看護の特色

この看病人法と因縁譚の内容分析に関しては、先行諸研究によって既にある程度なされている。⁽⁷⁾ここでは、主に拙稿「二〇〇六b」に依りながら、（一）誰が看護するのか、（二）誰を看護するのか、（三）どのように看護すべきか、（四）どのように看護されるべきかという点について、その概要を紹介しておきたい。

（一）誰が看護するのか

和尚や兄弟弟子などその病者と密接な関係にある者が看護すべきであるが、そのような者がいない場合は、看病を

「律藏」看病人法に見る死生観（鈴木健太）

三六

する人が僧団から遣わされる⁽⁸⁾。

（二）誰を看護するのか

病気の者を看護するのは言うまでもないが、その病者がたとえ怠け者であったり、他の比丘の看護をしていなかった者であったとしても、看護することになっている。つまり、病者の資質は問わないのである。⁽⁹⁾

（三）どのように看護すべきか——看病者のなすべきこと——

どのように看護すべきかという点については、看病人法成立の因縁譚と、その後続く看病者が具えるべき五つの要件、避けるべき五つの要件の説明から窺い知ることができる。諸律におけるそれらの記述を整理すると以下のようになる。

I 因縁譚より

- （A）病比丘の身体を洗うこと（全律共通）
- （B）衣を洗うこと（『パーリ律』を除く五種の律）
- （C）房舎を掃除すること（『パーリ律』を除く五種の律）
- （D）病比丘に説法をすること（『五分律』、『十誦律』、『摩訶僧祇律』の三種の律）

II 看病者が具えるべき五つの要件、避けるべき五つの要件より

- (a) 大小便の処理を厭わずできること（全律共通）
- (b) 病気に応じた薬を知り、それを得て、与えること（全律共通）
- (c) 病気に応じた食事を知り、それを得て、与えること（全律共通）
- (d) 機会がある時に、説法し喜ばせること（全律共通）
- (e) 利得の心ではなく、慈しみの心で看護すること（全律共通）

仏教の看護ならではの項目として（d）の説法という行為が挙げられる。ただし、単なる説法ではないという点に注意が必要である。相手を喜ばせるという条件が加えられているのである。それでは相手を喜ばせる説法とはどのようなものであろうか。残念ながら、ほとんどの律はその具体的な方法については記していない。唯一『十誦律』のみが看病時の説法の具体的な内容を説いている。以下にその『十誦律』の記述を紹介しておく。

看病する比丘は、随時、病者のいるところに行き、彼に深遠な教えと正しい道と過つた道を説いて、彼に智慧を起こさせるべきである。その比丘に次のように随意に説法しなさい。もし、彼が阿練若（人里離れたところ）で病気になったならば、「彼の」目の前で、阿練若に関する教えを讃嘆しなさい。もし、「彼が」経を学ぶならば、「彼の」目の前で、経を学ぶことを讃嘆しなさい。もし、「彼が」律を学ぶならば、律を讃嘆しなさい。もし、「彼が」法師（説法をなす人）であるならば、論を讃嘆しなさい。もし、「彼が」僧団運営の雑事をなすならば、僧団運営の雑事をなすことを讃嘆しなさい。もし「彼に」大いに徳があり、多くの人が彼のことを知っているな

らば、「禪定の境地である」初地・第二地・第三地・第四地の特徴について、「修行の到達階位である」須陀洹果から阿羅漢果について尋ねなさい。⁽¹⁰⁾

ここでは、病者に対する説法の内容が画一的ではないことに着目したい。つまり、それぞれの病者がこれまでに学んできたこと、やってきたことに対してそれを讃嘆する内容の説法をすることになっているのである。上で挙げた経、律、論などは、仏教の僧団にとってはどれも大切な教えであり、また僧団運営の雑事も大事なことである。その中で、特に病者が得意としていたものについて、その教えの内容や行為を褒め称えるのである。病者を喜ばせる説法とは、まさにこのような説法をいうと考えられる。

この『十誦律』の記述を踏まえて考えると、客観的事実や真理あるいは看病者が得意とする説法が看病の際に要求されているわけではなく、相手に応じた話、相手が喜ぶような話が要求されていることが分かる。⁽¹¹⁾

（四）どのように看護されるべきか——病者のなすべきこと——

『根本有部律』を除く五つの律では、看護が成就するために具えるべき五つの要件と避けるべき五つの要件が病者についても述べられており、それらを通じて、病者がなすべきことを窺い知ることができる。

I 病者が具えるべき五つの要件、避けるべき五つの要件より

（a）「病気に応じた」薬を喜んで飲むこと（全律共通）

（b）「病気に応じた」食事をとること⁽¹²⁾（全律共通）

(c) 身体の苦痛に耐えること（全律共通）

(d) 看病者に症状をあるがままに話すこと（全律共通）

(e) 看病者の言うことを聞くこと（『五分律』、『十誦律』、『摩訶僧祇律』の三種の律）

(f) 仏教の教義に沿った実践をおこなうこと（『パーリ律』を除く四種の律）

このうち (f) については詳しい説明が必要であろう。病者がなす実践に関する記述は四つの律で認められるが、その細かい記述内容は各律で異なっている。例えば、『五分律』で避けるべき要件として挙げられている「常に無常を観じることができないこと」と、『十誦律』で具えるべき要件として挙げられている「諸々の痛みの起滅の無常を観じることを知ること」⁽¹⁴⁾、また、『十誦律』でもう一つ挙げられている「五蘊中に〔病が〕起滅することを観じること」⁽¹⁵⁾は無常観に関することからである。一方、『四分律』の「静座して心の中を鎮めることができること」⁽¹⁶⁾とは禪定に関することからである。また、『摩訶僧祇律』の「精進して、智慧があること」⁽¹⁷⁾は仏教の教えを学ぶことや実践をなすことを怠けずおこなって智慧を身につけることを意味している。このように、律ごとでその内容を異にしているものの、多くの律において、病者であっても仏教の教義に沿った実践が行われることが望まれていた⁽¹⁸⁾ということは言えるだろう。

(五) 看病人法（僧院内）に見られる死生観

以上、看病人法とその因縁譚に説かれた看護の概要を示してきた。ここで、その背後にある死生観について考えをめぐらしたい。

さて、死を間近に控えた人は、その死の前の生をどのように捉えるべきであろうか。看病人法では、死を控えた病者は単に看護されるだけでなく、病者自身にも修行実践することが要求されていた。このことから、死を間近に控えた生は、ぎりぎりまで自分自身を高めることのできる時間であり、状態であると捉えられていることが分かる。また、それは自分自身を高めうるという点で、死から遠く離れている「と意識される」生と同じ価値をもっていると言えるだろう。

一方、死を間近に控えた生を生きている他者に対して、そうではない生者はどのように接したらよいだろうか。看病人法によれば、死を間近に控えた生を生きる人を他の人は支えていかなければならないことになっている。そして、その際に説法という実践が看病者側に課せられていることから、死を控えた生を生きる人の自己向上の手助けをすることと、看病者が自分自身を高めていくことの両立が図られていることが分かる。⁽¹⁹⁾

五 両立し得ないケース——看護と修行の優先順位——

さて、以上のように、看病人法では看護と修行の両立が図られていたわけだが、もし看護と修行のどちらか一方を選ばなければならないような場合はどうしたらよいだろうか。そのことを考える上で参考になるのが、僧院外における看護に関する記述である。これまで説明してきた看病人法は、僧院の中における看護の規則について述べたものである。実は、それ以外に僧院外における看護について言及している律（『パーリ律』『四分律』『摩訶僧祇律』）もある。例えば、『パーリ律』には以下のような記述が見られる。

その時、二人の比丘が、コーサラ国に於いて旅路を歩いていた。彼らは、ある住み家に近づいた。そこに、一

人の病比丘がいた。その時、その比丘たちに次のような「思い」が生じた。「友よ、看病は世尊に称讃されている。友よ、さあ私たちも、この比丘を看護しよう」。彼らは彼（病比丘）を看護した。彼らによって看護されていたにもかかわらず、彼は命尽きた。そして、その比丘たちは、「亡くなった」かの比丘の衣鉢をもってサーヴァッティ（シュラーヴァステイ）に行き、世尊にこのことを告げた。⁽²⁰⁾

これに続いて、看病者が亡くなった病比丘の衣鉢を譲り受けるための手続きが述べられている。⁽²¹⁾『四分律』の内容もこれとほぼ同じである。⁽²²⁾なお、この兩律は僧院外の看護の必要性については述べているものの、その看護の仕方については詳説していない。

一方、『摩訶僧祇律』には、僧院外の看護に関する具体的指針も述べられている。また、それに先立ち僧院外での看護が規則として定められるに至った因縁譚も三つ述べられている。以下に、それらを紹介したい。

（一）因縁譚①

一つ目の因縁譚は、二人の比丘が旅路にあり、その道中で一人の比丘が病になり、もう一人の比丘が病比丘を残して旅路を急いだという話である。

ある時、南方に二人の比丘がいた。一緒に「世尊のところに」行き、世尊に挨拶しようとしていた。その道中で一方の比丘が病気になった。もう一方の比丘は「快復を」待っていたが、二三日経つと、病気の比丘に「次のように」言った。「私は先に行って、世尊に挨拶しようと思う。あなたは病が癒えてから後に来てください」。病気の比丘は言った。「長老よ。私が癒えるのを待って、一緒に行きましょう」。答えて言った。「長老よ。私は世

尊に長いことお目にかかっておらず、「喉の」渴きのように「激しく世尊を」思慕しています。待つことはできません。あなたは病が癒えてから後に来てください」。その比丘は仏のいる所にやって来て、頭面禮足して、退いて片隅にとどまった。仏は「事情を」知った上でわざと尋ねた。「あなたはどこから来たのですか」。比丘は、これまでのことを詳しく世尊に述べた。仏は言った。「比丘よ。それは悪い行為です。もし比丘が、注意散漫で、怠けて、精進せず、諸々の感覚器官を支配することができず、六欲（六つの感覚器官から生じる様々な欲望）を追い掛け回しているならば、私のいるところの近くにも私を見ることは無く、私もその人を見ることは無いのです。もし、比丘が諸々の感覚器官を支配することができ、注意散漫にならず専ら「一つのことを」念じ、道にあるならば、私から離れて遠くにいたとしても、私を見ることになり、私もその人を見ることになります。なぜでしょうか。如来の法身に従うからです。諸々の悪を破壊するからです。貪欲を離れるからです。心の平静を修めるからです。あなたたち比丘たちは同様に出家して禁欲修行をおこなっている。あなたが、看護しなければ誰が看護することができのですか。あなたは戻って病比丘の看病をしなさい」。⁽²³⁾

（二）因縁譚②

二つ目の因縁譚は、二人の比丘が旅路にあり、そのうち一人の比丘が道中で病になり、もう一人の比丘がその看護を在家信者に委ねて旅路を急いだという話である。

ある時、鉢羅真国に二人の比丘がいた。連れだって「世尊のところに」行き、世尊に挨拶しようとしていた。集落に至ると、一方の比丘が病気になった。もう一方の比丘は「快復を」待っていたが、二、三日経つと、病気

の比丘に「次のように」言った。「私は先に行って、世尊に挨拶しようと思う。あなたは病が癒えてからゆっくり来てください」。病気の比丘は言った。「長老よ。私が癒えるのを待って、一緒に行きましょう」。答えて言った。「長老よ。私は世尊に長いことお目にかかっておらず、「喉の」渴きのように「激しく世尊を」思慕しています。待つことはできません」。病気の比丘は言った。「あなたが必ず去ろうと思っっているなら、私のことをチッタ居士に頼んでください」。比丘はすぐに居士のいるところに行き、次のように言った。「長老よ。私たち二人は遠くからやって来て仏のところに行こうとしています。今、一人が病気になるので、一時的にここに留まらせておこうと思います。長老よ。私のために、必要なものを世話してください。私は先に行って、世尊に挨拶しようと思います」。居士は言った。「尊者よ。留まって、一緒に看合い、癒えてから一緒に出発すべきです」。答えて言った。「居士よ。できません。私は世尊に長いことお目にかかっておらず、「喉の」渴きのように「激しく世尊を」思慕しています」。居士は言った。「尊者よ。去りなさい。世尊は「あなたを」還らせるでしょう。いたずらに自分が疲労するだけです」。比丘は去って、仏のいるところに至った。「そして」頭面禮足して、退いて片隅にとどまった。仏は「事情を」知った上でわざと尋ねた。「あなたはどこから来たのですか」。比丘は、これまでのことを詳しく世尊に述べた。仏は言った。「比丘よ。それは悪い行為です。あなたたちは各々異なる姓ですが、在家・出家「の別」を信じ、家を捨て、出家した同一の釈種です。病痛がある時に、互いに看護しなければ、誰が看護するのですか。あなたは戻って病比丘の看病をしなさい」⁽²⁴⁾。

（三）因縁譚③

三つ目の因縁譚は、旅路にある一人の比丘が、これから先の道中に病比丘がいることを聞き知り、それを避けて旅を続けたという話である。

ある時、一人の比丘が北方からやって来て、世尊に挨拶しようとしていた。道端に病気の比丘がいるということを聞いて、次のように思った。「世尊は『病者は看護すべきである』と制戒なさった。私がもし『病者を』見てしまうと、先に進むことができなくなってしまう。即座に回り道をして、『そこから』去った。仏のいるところに至り、頭面禮足して、退いて片隅にとどまった。仏は『事情を』知った上でわざと尋ねた。「あなたはどこから来たのですか」。答えて言った。「世尊よ。私は北方から来ました」。「どの道を通ってきましたか」。「かくかくしかじかの道を通ってきました」。仏は言った。「どういう理由で、正しい道を捨てて、回り道をして来たのですか」。比丘は、これまでのことを詳しく世尊に述べた。仏は言った。「比丘よ。それは悪い行為です。あなたは戻って病比丘の看病をしなさい」。⁽²⁵⁾

（四）僧院外における看病人法の詳細

さて、これら三つの因縁譚に続いて、『摩訶僧祇律』では僧院外での看病の仕方を詳細に論じている。

もし比丘が商人と一緒に移動していた時に、荒野で「一人の比丘が」病気になった場合、同伴の比丘は「病比丘を」見捨てることはできない。衣鉢を代わりに持って引き連れて行かなければならない。近くにいたべきで、

離れるべきではない。

もし、「自分で歩いて」行くことができれば、商人から乗り物を借りて、次のように言うべきである。「長者よ。この出家者は病気で、「歩いて」同伴することができない。私のために、「彼を」乗せて難から脱せさせてください。もし、「乗り物を」得ることができれば善い。〔しかし〕もし、「商人が」「尊者よ。私の乗り物は重いです」と言うならば、「次のように」言うべきである。「長者よ。私は穀草の直（代価）を与えよう」。もし〔乗り物を〕得ることができれば、牝牛車や牝馬等に乗せることはせず、牡牛車や牡馬に乗せるべきである。もし病が重く、意識を失っていたら、すぐに乗っても無罪である。

もし、乗り物を得ることができない場合は、一人もしくは二人もしくは三人の看病人を留めて、「あなたは病人を看護しなさい。私は集落に行つて、乗り物を求めて〔それを手に入れて〕迎えに来よう」と〔言うべきである〕。糧食を残しておき、留まる者が飢えることがないようにすべきである。

もし、各々〔の比丘〕が、「誰が命を荒野に捨てることができようか」と言い、留まる者がいなくても、ただちに〔病比丘を〕捨て去つてはならない。庵舎を作り、敷き草を敷き、煙火を設け、薪水を取り置いて、時薬・夜分薬・七日薬・尽寿薬を留め置くべきである。〔その上で〕病者に〔次のように〕言うべきである。「長老よ。気持ちをおらかにして留まってください。私は先に集落に至つて、乗り物を求めて〔それを手に入れて〕迎えに来ます」。集落の中に至つても塔を廻ったり、和尚や阿闍梨に挨拶してはならず、集落中の諸比丘に「荒野の中に病比丘がいる。一緒に迎えに行こう。来たれ」と言うべきである。もし〔集落にいた比丘が〕「どこにいるのか」と言うならば、「どこそこである」と答えるのである。もし、「そこには虎狼が多くいる。恐らく〔病比丘

を」食べ尽くしてしまい、万に一つも生存していないだろう」と言ったとしても、この言葉を聞いて「集落に」留まっていたはならず、必ず行つて看病しなければならぬ。もし、はるか遠くに鳥を見たとしても、すぐに「集落に」戻ってはならず、必ずそこ（病比丘がいるところ）に至らなければならない。もし、すでに死んでいたら、遺体を供養すべきである。もし生きていたら、連れて行き集落に至り、先輩比丘に「次のように」言うべきである。「長老よ。これは何某という病比丘です。私は荒野で供養して、今ここに至りました。「私の」次に、長老よ、「彼を」看護してください」。もし看護しなかったら、越比尼罪になる。

もし比丘がいなかったら、優婆塞に「次のように」語るべきである。「長老よ。荒野の中に病比丘がいます。私に乗り物を貸してください。迎えに行きます」。施主が「どこにいますか」と言うでしょう。……上述の如きであり、中略する。……迎えに行き、施主の家に至りついて、別の隠れた場所で安静にさせる。

もし、人が多くいる場合は、看病をよくする者を二、三人選び、看病させるべきである。もし、病人が「多くの人に頼ることができれば、安楽に過ごすことができる」と言うならば、ことごとく「一緒に」住み、一緒に精進し、前食・後食・時薬・夜分薬・七日薬・尽寿薬を求めて、与えて、「それらが」無くて困ることがないようにする。

もし、客として比丘が来たときには、すぐに「長老よ。あなたは病比丘を看護すべきです」と言うことはない。「長老よ。善く来ました」と言うべきである。代わりに衣鉢をもって、臥具を敷いて、洗足水および塗足油を与えるべきである。もし「食事にふさわしい」時に来たならば、前食・後食を与え、もし非時に来たならば、非時漿を与えるべきである。一息ついたら、「次のように」言うべきである。「長老よ。私たちはこの病比丘を長いこ

と看病しています。長老よ。次に「あなたが」看病すべきです」。

もし無常となった場合は、遺骨を供養すべきである。

もし比丘と比丘尼と商人が一緒に移動していた時に、比丘尼が病気になった場合、比丘は見捨てることはできない。「行け行け。姉妹よ」と言つて、彼女を連れていったりすることは比丘の「説明の」中で説いたようにすべきである。ただし、抱きかかえたり、指でつかんだりすることは除かれる。もしマッサージしたり、身体に油を塗ったりする必要があるれば、女の人を雇つて、それをやらせるべきである。

もし無常となった場合に、その人が衣と鉢を持つていた時には、人を雇つて茶毘にふすべきである。もし「衣と鉢が」無かつたら、「そのまま」捨て去るべきである。俗人が「それを」嫌つて「どうして遺体を「そのまま」留めて去るのですか」と言うでしょう。「その時」もし「地想」をよくなすことができれば、「遺体を」担いで、遠くのところ⁽²⁶⁾に落ち着けるべきである。

三つの因縁譚により、共に旅している比丘の一人が病になった時そこに留まり看護しなければならないこと、在家信者に看護を任せるのではなく「可能な限り」比丘が看護しなければならないこと、道の先にいる病比丘を避けることなく看護しなければならないことが示されている。また、続いて述べられた看病人法では、僧院外の看護の詳細な規則が述べられている。同行している比丘が病になった時には、車に乗せて連れて行くこと、さもないければ一緒に留まり看護すること、さもないければ病比丘を留め町へ急ぎ、車を入手し病比丘を迎えに行くべきであることが述べられている。また、同行の比丘尼が病気になった時の対処法についても触れられている。

さて、以上紹介した『摩訶僧祇律』における僧院外の看病人法と因縁譚を概観した際に、図らずも、僧院における

看護の指針を見たときには明らかではなかった仏教の看護の姿勢が浮き彫りになった。それは、看病者自身の仏教の教義についての理解を深めるチャンスの後回しにしても、病者を看護すべきであるということである。集落に乗り物を取りに行った比丘が和尚らに挨拶すらせず、ひいてはそこで教えを聞くことなく、病比丘のところに戻らなければならなかったことが、そのことを端的に示している。僧院においては、看護者の看護と仏教の実践との両立が図られていたが、ここで描かれた僧院外の看護の場合は必ずしもそれと合致するものではなく、修行よりも看護が優先されることになっていたのである。

さて再度、本節冒頭の『パーリ律』の記述を見ると、釈尊の説法を聞くという修行を後回しにしても、目の前にいる病者の看護を優先すべきとされていることが分かる。『摩訶僧祇律』に見られた看護優先の態度は、他の律においても確認できるものである。

また、以上見てきたことを、前節末尾で示した僧院内の看病人法に見られる死生観と関連させて考えると、以下の言うことができる。僧院外における看病人法は、死を間近に控えた他者の生を支えることと自分自身を高めることが両立しえない場合、前者が優先されるということを示している。

六 死をどう捉えるか

さて、律蔵の看病人法には死に至るまでの生をどのように生きるべきかという点や、死に至ろうとしている人にどのように接するべきかという点については詳細に述べられているものの、死そのものをどう捉えるかという点に関する記述はほとんどない。この点について、若干だけ触れておきたい。

なぜ看病人法に死そのものに関する記述が少ないかと言え、そこでは死者の衣をどう分配するかという点が主要な関心事になっており、死をどう捉えるかについては関心の外にあったからである。そのことは、看病人法自体が「衣事」に収められていることから窺い知ることができる。

とは言え、看病人法の記述の中に、死そのものの捉え方を考える上での参考となる部分がないわけではない。それは、『摩訶僧祇律』の僧院外の記述の中にある、比丘尼の看護について触れた箇所である。比丘は通常、比丘尼の身体に触れることはできない。そのため、比丘尼が亡くなった場合でも比丘は比丘尼に触れることなくそのまま捨て去るべきとされている。ただし、地想（対象を単なる土と同じようなものと捉えること）に長けている比丘は比丘尼の遺体に触れて担いで遠くに移動させて安置することができるということが述べられている。以上のことから、比丘尼の遺体に女性性が認められない場合と認められる場合とがあることが分かる。そしてそのことは、遺体が単なる「もの」なのか、あるいは生前の何らかの要素を引き継いでいるものなのかという点が必ずしも定まっていなかったことを示している。

七 小 結

以上、「律蔵」看病人法に依拠して、死を間近に控えた生をどのように捉えるべきかということについて考察を加えてきた。その結果、自身の死を間近に控えた生は、ぎりぎりまで自分自身を高めることのできる時間であり、状態であると捉えられていることが分かった。一方、死を間近に控えた他者の生を支えることと自分自身を高めることが両立しうることが述べられている。また、両立しない場合は、死を間近に控えた他者の生を支えることが優先され

ることが示されていた。

こうした死生観を示すと共に本稿では、死を控えた人が具体的にどのようなようにすべきかという点も示してきた。具体的なそれらの指針は現代社会でも参考になりうるものであろう。しかし、やはり、律藏が成立したときの状況と現代の状況は異なっている。この指針をそのまま現代社会における振舞いに当てはめていくのではなく、この指針を踏まえた上で、現代、どのようにしたらよいかということを改めて考えていくべきである。

《略号と使用テキスト》

『パーリ律』: *The Vinaya Pitakam*, 5 vols, PTS, London.

『四分律』: 『四分律』大正 一四二八。

『五分律』: 『弥沙塞和醯五分律』大正 一四二一。

『摩訶僧祇律』: 『摩訶僧祇律』大正 一四二五。

『十誦律』: 『十誦律』大正 一四三五。

『根本有部律』: 『衣事』: *Mulasarvasvasthavinaya Cintavastu*, ed. N. Dutt, *Gilgit Manuscripts*, vol. III part2,

Srinagar 1942.

大正…大正新脩大藏經

《主要参考文献》

古谷伸子「二〇〇五」『病いをめぐる仏教実践——現代タイにおけるがん患者ケアの事例から——』『パーリ学仏教文化学』一九号、四三—五二頁。

佐々木閑「一九九九」『出家とはなにか』、大藏出版。

鈴木健太「二〇〇六a」「インド仏教僧団におけるターミナルケア」『次世代死生学論集』、一四六―一五四頁。
「二〇〇六b」「インド仏教僧団におけるケアの指針」『死生学研究』二〇〇六年秋号、(四一)―(六二)頁。
藤堂俊英「一九九六」「仏教看護の原型とその基本」『仏教とターミナル・ケア』、一一―二六頁、法蔵館。

註

- (1) なお、看病時の振舞い方、態度のうち僧院内におけるものについては、拙稿「二〇〇六b」で詳細に論じている。それに対して本小論は、その先の拙稿の概要を紹介した上で、同論考で充分に掘り下げることができなかった、僧院外の看護の指針、及び看病人法の背後にある死生観について考察を深めたものである。
- (2) 『パーリ律』一、三〇一・二九―三〇二・二〇。
- (3) 『パーリ律』一、三〇二・二〇―三〇二・二九。
- (4) 『パーリ律』一、三〇二・二九―三〇三・二六。
- (5) ただし『根本有部律』は病者・看病者が具えるべき五つの要件と、避けるべき五つの要件についての記述を欠いている。
- (6) 『摩訶僧祇律』四五七上二五―中三参照。
- (7) 藤堂「一九九六」、佐々木「一九九九」、拙稿「二〇〇六a」「二〇〇六b」参照。
- (8) 拙稿「二〇〇六a」一四九―一五一、佐々木「一九九九」一八〇―一八六参照。
- (9) 拙稿「二〇〇六a」一五〇―一五一参照。
- (10) 『十誦律』二〇五下二〇―二七。
- (11) 拙稿「二〇〇六b」四四―五二参照。
- (12) 『パーリ律』の「病者にとって」適切なことをすること」ということに、適切な食事をとるという意味も含まれると解釈した。
- (13) 『五分律』一四〇上二七。
- (14) 『十誦律』二〇六中五。

「律藏」看病人法に見る死生観（鈴木健太）

五二

- (15) 『十誦律』二〇六中七―九。
- (16) 『四分律』八六一上二九―八六二上一。
- (17) 『摩訶僧祇律』八六一下二九―八六二上一。
- (18) 拙稿「二〇〇六b」五二―五六参照。
- (19) 「説法」が説法をなす看病者自身のためでもあることは、『四分律』に「病者のために説法し、喜ばせ、自分自身も善い性質が増すこと（八六二中一九―二〇）」と説かれていることから分かる。
- (20) 『パーリ律』一、三〇三・二七―三五。
- (21) 『パーリ律』一、三〇三・三五―三〇四・一六。
- (22) 『四分律』では、看病者が二人ではなく一人であるように見受けられる。その点が『パーリ律』とは異なる。（『四分律』八六二上一―中二）
- (23) 『摩訶僧祇律』四五五下一二―二六。
- (24) 『摩訶僧祇律』四五五下二七―四五六上一四。
- (25) 『摩訶僧祇律』四五六上一五―二二。
- (26) 『摩訶僧祇律』四五六上二三―下四。

本稿は平成二二年度科学研究費補助金（若手研究 B）による研究成果の一部である。